

担い手の経営のライフステージに応じた支援

 (7) 災害特別措置要項の設置について
J A兵庫六甲(兵庫県)

新規	継続
○	(年 月)

1 動機(経緯)	災害（暴風雨および豪雨等）により被害を受けた農業者等に対し、経営の早急な立ち直りに必要な資金が円滑に融通されることを目的として2018年10月1日より特別措置を講じました。
2 概要	借入申込者より市町村が発行する罹災証明書（またはそれに準ずるもの）の写しの提出を受けるなどにより、被災したことについて確認が可能な場合に適用するものとし、被災後の経営計画の実現可能性について十分に検討した上で適当な貸出条件を適用するものです。 信用貸付限度額増額、貸出期間の拡大、担保や保証人の徴求基準の特例など、被災した組合員の復興に必要な貸出条件をきめ細やかな相談活動により提案し、支援します。
3 成果(効果)	2018年7月の大雨被害により崩落した田の法面補修資金申込みがあり、販路先や生産計画等を策定の上、実現可能な数字であると判断でき、キャッシュフローの計画表でも余剰が確保できる計画であったため、本要項に基づき連帯保証人なしで融資するなど、柔軟な対応により災害復旧に貢献することができました。
4 今後の予定	災害被害者が速やかに立ち直れるようにJ Aとして農業融資を通じて農業者をサポートしていきます。